

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書 — 連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分

1 この届出書の用途

(1) この届出書は、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人に係る連結子法人が、法第81条の25（連結子法人の個別帰属額等の届出）の規定により、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に個別帰属額等を記載した書類（個別帰属額及びその計算の基礎を記載した書類）を提出する場合の「個別帰属額を記載した書類」として使用します。

(2) この届出書は、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結法人が連結確定申告書に添付する個別帰属額及びその計算の基礎を記載した書類を作成する場合の「個別帰属額を記載した書類」として使用します。

なお、連結子法人分は、(1)により作成したものの写しを使用することとして差し支えありません。

④ 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七を使用してください。なお、連結確定申告書の別表の写しを使用することとして差し支えありません。また、(2)の場合（連結確定申告書の添付書類）に作成する連結子法人分の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類については、連結確定申告書への添付を省略することができます。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	別表一の二(一)の「同非区分」に表示する連結親法人の区分を表示します。	この欄は、各連結法人の「同非区分」を表示するものではなく、連結親法人の「同非区分」を表示するものです。
「旧所在地及び旧法人名」	当期中に連結親法人の納税地若しくは連結子法人の所在地又は法人名に変更があった場合には、旧納税地若しくは旧所在地又は旧法人名を記載します。	
「※税務署処理欄」	原則として記載する必要はありません。 ただし、「売上金額」欄については、損益計算書の売上（収入）金額の合計額（雑収入、営業外収益及び特別利益を除きます。）を100万円単位（100万円未満の端数は切り上げます。）で記載してください。	売上金額は、消費税の事業者免税点の参考となり、また税務署における事務の効率化にもつながることから、記載をお願いしています。
	税務署から送付する用紙以外の用紙を使用しているため、翌連結事業年度以降、個別帰属額等届出書付表セット及び勘定科目内訳明細書の送付が不要な場合には「否」欄に○をします。 なお、現在、「送付不要」としている連結法人が、	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	翌連結事業年度以降、個別帰属額等届出書付表セット及び勘定科目内訳明細書の送付が必要となった場合には「要」に○をしてください。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 税 理 士 法 第 30 条 の 書 面 提 出 有 </div>	税理士法第30条（税務代理の権限の明示）に規定する書面を届出書に添付する場合には、○をしてください。	
「連結事業年度分の 申告に係る 届出書」	空欄には、次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 連結確定申告に係るもの……………「連結確定」 (2) 連結確定申告の修正申告に係るもの…「修正連結確定」 (3) 期限後申告に係るもの……………「期限後連結確定」 (4) 更正に係るもの……………「更正申告」 (5) 決定に係るもの……………「決定申告」	(4)又は(5)の場合には、空欄に「更正」又は「決定」と記載するとともに、左のように「申告」を二重線で消してください。
「個別所得金額又は個別欠損金額1」	次の連結法人の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 別表七の二付表二「27」に金額の記載のある連結法人 別表四の二付表「46の①」の金額を中段の(イ)に記載し、別表七の二付表二「27」の金額を下段の(ロ)に記載し、(イ)の金額と(ロ)の金額を合計した金額を上段に記載します。 (2) (1)以外の連結法人 別表四の二付表「46の①」の金額を中段の(イ)に記載し、同額を上段に記載します。	
「個別リース特別控除 取戻税額5」	法第4条の5第1項（連結納税の承認の取消し等）の規定により法第4条の2（連結納税義務者）の承認を取り消された日の前日の属する連結事業年度で、次に掲げる規定の適用により加算することとされている金額がある場合には、その金額についてもこの欄に記載してください。 ① 措置法第68条の9第10項（連結納税の承認を取り消された場合の試験研究費の額に係る法人税額） ② 措置法第68条の10第5項（連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー需給構造改革推進設備等に係る法人税額） ③ 措置法第68条の11第7項（連結納税の承認を取	この場合、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>り消された場合の中小連結法人の機械等に係る法人税額)</p> <p>④ 措置法第 68 条の 12 第 7 項 (連結納税の承認を取り消された場合の事業基盤強化設備に係る法人税額)</p> <p>⑤ 措置法第 68 条の 13 第 4 項 (連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定地域における工業用機械等に係る法人税額)</p> <p>⑥ 措置法第 68 条の 14 第 7 項 (連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定中小連結法人の経営革新設備等に係る法人税額)</p> <p>⑦ 措置法第 68 条の 15 第 7 項 (連結納税の承認を取り消された場合の情報基盤強化設備等に係る法人税額)</p> <p>⑧ 平成 18 年改正法附則第 132 条 (連結法人が情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる平成 18 年改正前の措置法第 68 条の 15 第 12 項 (連結納税の承認を取り消された場合の情報通信機器等に係る法人税額)</p>	
<p>「連結法人税個別帰属額計10」</p>	<p>その連結法人につき措置法第 68 条の 67 第 1 項に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、使途秘匿金の支出額の 40%相当額をこの欄の上段に外書として記載します。</p>	<p>この場合、「個別控除税額11」及び「差引連結所得に対する連結法人税個別帰属額12」の欄の記載に当たっては、この外書きをした金額を「10」に含めて計算します。</p>
<p>「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」及び「この届出が修正申告等によるものである場合」の各欄の外書</p>	<p>法第81条の31 (連結欠損金の繰戻しによる還付)の規定により還付の請求をした法人税の額(その連結法人に帰せられるものに限り)で還付されていないものがあるときに、当該金額を記載します。</p>	
<p>「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」</p>	<p>修正申告をする場合において、法第 81 条の 31 第 4 項 (連結欠損金の繰戻しによる還付)において準用する法第 80 条第 6 項 (欠損金の繰戻しによる還付)の規定により還付をする金額に係る還付加算金があるときは、その還付加算金の額(その連結法人に帰せられるものに限り)を含めて記載します。</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
<p>「この届出の基因となった申告等により増加又は減少する連結法人税個別帰属額(14)-(18)19」</p>	<p>「14」の金額から「18」の金額を減算した金額がマイナスとなる場合には、そのマイナスの金額（△印を付けます。）を記載します。</p>	
<p>「連結親法人が中小法人の場合」の各欄</p>	<p>連結親法人が法第81条の12第2項（中小法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率）の規定の適用を受ける場合に記載します。</p>	